

千葉県耐震改修費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県耐震改修費補助事業要綱(以下「事業要綱」という。)第11条第2項の規定に基づき、住宅の耐震改修事業に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

第2章 木造住宅耐震改修費補助金

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費(耐震改修工事)」という。)は、耐震改修工事に要する費用で、施工者(耐震改修工事)に支払う額(以下「工事費等(耐震改修工事)」という。)とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 補助額(二段階耐震改修工事に対するものを除く。)は、工事費等(耐震改修工事)の5分の4以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、115万円を限度とする。

3 二段階耐震改修工事における一段階目耐震改修工事及び二段階目耐震改修工事に対する補助額は、工事費等(耐震改修工事)の5分の4以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、段階ごとに57.5万円を限度とする。

4 第1項に定める耐震改修工事において、耐震改修利子補給制度を利用する場合の補助額及び限度額は、前2項に定める額の2分の1の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(交付の申請)

第4条 工事費等(耐震改修工事)に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ工事に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号の書類については、個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略することができる。また、同一年度内に千葉県耐震診断費補助金の交付を受けて精密診断した場合、第5号から第7号の書類の添付は省略することができる。

- (1) 工事費等(耐震改修工事)の見積書又はその写し
- (2) 申請者又は居住者の住民票の写し
- (3) 本市に在住している所有者全員及び申請者の滞納無証明書
- (4) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの
- (5) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの
- (6) 耐震改修工事前の精密耐震診断報告書の写し
- (7) 精密診断に係る現地調査の写真その他関係資料

- (8) 耐震改修工事後の精密耐震診断報告書の写し
 - (9) 耐震改修工事後の平面図
 - (10) 詳細図
 - (11) 耐震改修工事一覧表
 - (12) 第6号から第11号の書類の作成者が事業要綱第2条第18号ア又はイに規定する要件を満たすことを証する書類
 - (13) 施工者（耐震改修工事）に係る次のいずれかの書類
 - ア 事業要綱第2条第20号アに該当する場合は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可書の写し
 - イ 事業要綱第2条第20号イに該当する場合は、当該規定の要件を満たすことを証する書類
 - ウ 事業要綱第2条第20号ウに該当する場合は、補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者であることを証する書類
- (交付決定通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に工事に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに第10条第1項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等（耐震改修工事）」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第8条 補助金の交付を申請した者が、第5条に規定する交付決定通知前に事業の取下げ

をしようとするときは、速やかに千葉市木造住宅耐震改修費補助事業取下げ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（遅延等）

第9条 補助事業者は、第6条第3号に規定する遅延等（耐震改修工事）について報告するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、耐震改修工事の完了を報告するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業要綱第10条第2項で定める状況写真及び材料写真

（2）耐震改修工事に係る契約書の写し及び領収書の写し

2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、次条による場合を除き、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第12条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領を施工者（耐震改修工事）に委任する方法（以下「代理受領（耐震改修工事）」という。）により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第10条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（別記様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第11条の規定による通知を受け、施工者（耐震改修工事）が補助金の交付を請求するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（様式第12号の2）を、市長に提出しなければならない。

第3章 マンション耐震改修費補助金

第1節 共通事項

(経費及び補助額)

第13条 補助対象経費（耐震改修工事）は、次の各号に掲げる設計費、工事費（耐震改修工事）及び監理費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（1）設計費 耐震改修事業の設計に要する費用で、設計者に支払った額

（2）工事費（耐震改修工事） 耐震改修工事に要する費用で、施工者（耐震改修工事）に支払った額

（3）監理費 耐震改修事業の監理に要する費用で、監理者に支払った額

2 補助額は千円未満の端数を切り捨てとし、次の各号による。

なお、マンションが構造的に複数の棟として独立している場合は、当該構造棟ごとの住戸数により定める。

（1）設計費に対する補助額は、補助率を3分の2（千円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、500万円又は1戸あたり5万円のいずれか低い額を限度とする。

（2）工事費（耐震改修工事）及び監理費に対する補助額は、補助率を3分の1（千円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、補助対象床面積に51,700円/m²（Is値0.3未満の場合は、56,900円/m²とする。）及び3分の1を乗じた額（千円未満の端数は、切り捨てる。）又は3,000万円のいずれか低い額を限度とする。

第2節 設計

(交付の申請)

第14条 設計費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書〔設計費〕（様式第15号）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、千葉市耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類の添付は省略することができる。

（1）建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書

（2）耐震改修設計の実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの

（3）管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類

（4）構造関係図書の目次の写し

（5）耐震改修の設計に要する費用に係る見積書又はその写し

（6）現況の耐震診断報告書の写し（建築士で、事業要綱第2条第18号ウ又は同号エのいずれかに該当する者が作成するものに限る。なお、現況の耐震診断報告書の作成者がマンション耐震診断士以外の場合は、建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会を修了したことを証する書類を添付すること。）

（7）設計者が事業要綱第2条第18号エに該当する場合は、補助対象マンションの当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し

2 千葉市耐震改修費補助事業抽選結果通知書（別記様式第4号）を受け、抽選結果が当選となった者は、次の各号に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。

ただし、千葉市耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第1号から第4号の書類の添付は省略することができる。

また、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

- (1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面
- (2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの
- (3) 管理規約の写し
- (4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 全体設計承認事業により設計費に係る補助金の交付を申請する者は、第1項の「申請の受付期間内に」を「事業の初年度の受付期間内と、次年度以降の年度の初日に」に読み替えるものとする。

なお、当該年度の前年度以前に既に補助額の確定を受けている場合は当該補助額を除いた額で交付申請するものとする。

(交付決定通知等)

- 第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補助金交付決定通知書〔設計費〕(様式第16号)により通知するものとする。

- 2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補助金不交付決定通知書(様式第17号)により速やかに通知するものとする。

- 3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設計に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(交付の条件)

- 第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに第20条第1項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合(以下「遅延等(耐震改修工事)」という。)には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

- 第17条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)するときは、千葉市マンション耐震改修費補助金変更交付申請書(様式第18号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたとき、千葉市マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔設計費〕(様式第19号)により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第18条 補助金の交付を申請した者は、第15条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉県マンション耐震改修費補助事業取下げ届出書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第16条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業中止承認申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業中止承認書（様式第22号）により通知するものとする。

（設計の遅延等）

第19条 補助事業者は、第16条第2号に規定する遅延等（耐震改修工事）について報告するときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業遅延等報告書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第20条 補助事業者は、設計（全体設計承認事業にあつては交付決定を受けた部分）の完了を報告するときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業実績報告書〔設計〕（様式第24号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては、第2号、初年度に実績報告を行った場合の中間年度及び最終年度にあつては、第3号の書類の添付を省略することができる。

（1）耐震改修設計図書

（2）事業要綱第2条第7号に規定する耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（建築確認が行われる場合は建築確認通知書の写し）

（3）設計に係る契約書の写し

（4）設計に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、第15条第1項の交付決定を受けた年度の1月末日までに行うものとする。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては3月31日までとする。

（額の確定通知）

第21条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉県マンション耐震改修費補助金額確定通知書〔設計費〕（様式第25号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第22条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉県マンション耐震改修費補助金交付請求書（様式第26号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第22条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領を設計者に委任する方法（以下「代理受領（設計（マンション））」という。）により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第20条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（別記様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第21条の規定による通知を受け、設計者が補助金の交付を請求するときは、千葉市マンション耐震改修費補助金交付請求書（様式第26号の2）を、市長に提出しなければならない。

（全体設計承認申請）

第23条 設計費に係る補助金の交付を申請する者は、複数年度に渡り事業を実施する場合には、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認申請書〔設計費〕（様式第27号）を、事業の初年度の申請の受付期間内かつ設計に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

（全体設計承認通知等）

第24条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書〔設計費〕（様式第28号）により通知するものとする。

2 市長は、全体設計を承認することが適当でないと認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計不承認通知書（様式第29号）により速やかに通知するものとする。

3 第1項の通知を受けた者は、当該通知を受けた年度に補助金を受けようとする場合の初年度を除き、第15条第3項の規定は適用せず、当該通知を受けた後に設計に係る契約をし、補助事業に着手することができるものとする。

（承認の条件）

第25条 市長は、前条の規定により全体設計の承認を通知する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（全体設計承認事業内容の変更）

第26条 全体設計承認を申請した者は、全体設計の承認後の事情の変更により事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認申請書（様式第30号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたとき、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認通知書〔設計費〕（様式第31号）により通知するものとする。

（全体設計承認事業の取下げ及び全体設計承認事業の中止）

第27条 全体設計承認を申請した者は、第24条に規定する全体設計承認前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計取下げ届出書（様式第32号）を市長に提出しなければならない。

2 全体設計承認を申請した者は、第25条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計中止承認申請書

(様式第33号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計中止承認書(様式第34号)により通知するものとする。

第3節 工事・監理

(交付の申請)

第28条 工事費(耐震改修工事)及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書〔工事費・監理費〕(様式第35号)を、部分改修工事費(耐震改修工事)に係る補助金の交付を申請する場合は、千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書〔部分改修工事に係る工事費・監理費〕(様式第35号の2)を次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合は、第7号から第9号に掲げる書類の添付は省略することができる。

- (1) 耐震改修に係る工事費(耐震改修工事)の見積書又はその写し(部分改修工事費(耐震改修工事)に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事費(耐震改修工事)と部分改修工事費(耐震改修工事)の各見積書又はその写し)
- (2) 耐震改修に係る監理費の見積書又はその写し(部分改修工事費(耐震改修工事)に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事に係る監理費と部分改修工事に係る監理費の各見積書又はその写し)
- (3) 耐震改修工事実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
- (4) 施工者(耐震改修工事)に係る次のいずれかの書類
 - ア 事業要綱第2条第20号アに該当する場合は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可書の写し
 - イ 事業要綱第2条第20号ウに該当する場合は、補助対象マンションの建設工事を請け負い当該マンションを建設した者であることを証する書類
- (5) 監理者が事業要綱第2条第19号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (6) 耐震診断報告書の作成者が事業要綱第2条第18号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (7) 工程表(部分改修工事費(耐震改修工事)に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事と部分改修工事の各工程表)
- (8) 耐震改修工事前後の耐震診断報告書の写し(部分改修工事費(耐震改修工事)に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事後の耐震診断報告書の写しも添えること。)
- (9) 事業要綱第2条第7号に規定する耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し(建築確認が行われる場合は建築確認通知書の写し)
- (10) 第14条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

- 2 千葉市耐震改修費補助事業抽選結果通知書(別記様式第4号)を受け、抽選結果が当選となった者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。申

請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合は、第1号及び第2号に掲げる書類の添付は省略することができる。

(1) 第14条第2項に掲げる必要書類

(2) 耐震改修設計図書

(3) 連絡者リスト（監理者、施工者（耐震改修工事）、管理組合等担当者）

3 全体設計承認事業により工事費（耐震改修工事）及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、第1項の「申請の受付期間内に」を「事業の初年度の受付期間内と、次年度以降の年度の初日に」と読み替えるものとする。

なお、当該申請年度の前年度以前に既に補助額の確定を受けている場合は当該補助額を除いた額で申請するものとする。

4 第1項又は第3項の規定による申請は、設計費に係る補助金の交付を申請している場合、第21条に規定する設計費に係る補助額の確定通知後に行うものとする。

（規定の準用）

第29条 前条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第15条から第19条及び第21条から第22条の2の規定を準用する。

(1) 交付決定通知及び不交付決定通知

(2) 交付決定に当たって条件を附すること。

(3) 事業内容の変更に係る申請及び決定通知

(4) 事業の中止に係る承認申請及び承認通知

(5) 遅延等（耐震改修工事）の報告及び指示

(6) 補助金の額の確定通知

(7) 補助金の交付の請求

(8) 補助金の代理受領

2 前項の場合、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第15条 第1項	千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定通知書〔設計費〕（様式第16号）	千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定通知書〔工事費・監理費〕（様式第36号）
第15条 第3項	設計	工事及び監理
第17条 第2項	千葉県マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔設計費〕（様式第19号）	千葉県マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔工事費・監理費〕（様式第37号）
第21条	千葉県マンション耐震改修費補助金額確定通知書〔設計費〕（様式第25号）	千葉県マンション耐震改修費補助金額確定通知書〔工事費・監理費〕（様式第40号）

第22条 の2 第1項	設計者	施工者（耐震改修工事）又は監理者（マンション）
第22条 の2 第1項	代理受領（設計（マンション））	代理受領（耐震改修工事）
第22条 の2 第3項	設計者	施工者（耐震改修工事）又は監理者（マンション）

（中間報告）

第30条 補助事業者は、耐震改修工事に着手した後、市長が指定する工程において、千葉市マンション耐震改修費補助事業中間報告書（様式第38号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業要綱第10条第2項で規定する状況写真（市長の指定する工程までのもの）
- （2）耐震改修工事監理報告書
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けた時は、速やかにその内容の確認を行うとし、必要と認める場合においては、中間検査を実施することができる。

（実績報告）

第31条 補助事業者は、工事及び監理（全体設計承認事業にあつては交付決定を受けた部分）の完了を報告するときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業実績報告書〔工事・監理〕（様式第39号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度に実績報告を行った場合の中間年度及び最終年度にあつては第2号の書類の添付を省略することができる。

- （1）事業要綱第10条第2項で定める状況写真及び材料写真
- （2）工事及び監理に係る契約書の写し
- （3）工事及び監理に係る領収書の写し
- （4）耐震改修工事監理報告書の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、第29条の規定により準用する第15条第1項の交付決定を受けた年度の1月末日までに行うものとする。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては3月31日までとする。

（全体設計承認申請）

第32条 工事費（耐震改修工事）及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、複数年度に渡り事業を実施する場合には、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認申請書〔工事費・監理費〕（様式第41号）を、事業の初年度の申請の受付期間内かつ工事及び監理に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

2 千葉市耐震改修費補助事業抽選結果通知書（別記様式第4号）を受け、抽選結果が当選となった者は、第28条第2項各号に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければ

ならない。ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合は、第28条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の添付は省略することができる。

また、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(規定の準用)

第33条 前条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第24条から第27条の規定を準用する。

- (1) 全体設計承認通知書
- (2) 全体設計承認に当たって条件を附すこと。
- (3) 全体設計承認事業内容の変更に係る申請及び承認通知
- (4) 全体設計承認事業の中止に係る承認申請及び承認通知

2 前項の場合、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第24条 第1項	千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書〔設計費〕 (様式第28号)	千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書〔工事費・監理費〕 (様式第42号)
第24条 第3項	設計	工事及び監理
第26条 第2項	千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認通知書〔設計費〕 (様式第31号)	千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認通知書〔工事費・監理費〕 (様式第43号)

第4章 住宅除却工事費補助金

(経費及び補助額)

第34条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費（除却工事）」という。）

は、除却工事に要する費用で、施工者（除却工事）に支払う額（以下「工事費（除却工事）」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 補助額は、工事費（除却工事）の23パーセント以内の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）かつ20万円を限度とする。ただし、密集住宅市街地内の場合は、30万円を限度とする。

(交付の申請)

第35条 工事費（除却工事）に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県住宅除却工事費補助金交付申請書（様式第46号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ工事に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第2号の書類については、個人情報確認同意書（別記様式第1号）の提出により省略することができる。また、同一年度内に千葉県耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第4号から第8号の書類の添付は省略することができる。木造住宅の場合については、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（別記様式第1

4号)の提出により第4号の書類の添付は省略することができる。

- (1) 工事費(除却工事)の見積書又はその写し
- (2) 本市に在住している所有者全員の滞納無証明書
- (3) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの
- (4) 耐震改修工事前の耐震診断報告書の写し
- (5) 診断に係る現地調査の写真その他関係資料
- (6) 補助対象住宅の平面図
- (7) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの
- (8) 第4号から第6号の書類の作成者が、次のいずれかに該当することを証する書類
 - ア 木造の場合は、事業要綱第2条第18号ア又はイの要件に該当する者
 - イ 非木造の場合は、事業要綱第2条第18号ウ又はエの要件に該当する者
- (9) 施工者(除却工事)に係る次のいずれかの書類
 - ア 事業要綱第2条第21号アに該当する場合は、当該規定の要件を満たすことを証する書類
 - イ 事業要綱第2条第21号イに該当する場合は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
(交付決定通知等)

第36条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市住宅除却工事費補助金交付決定通知書(様式第47号)により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市住宅除却工事費補助金不交付決定通知書(様式第48号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に工事に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。
(交付の条件)

第37条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに第41条第1項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合(以下「遅延等(除却工事)」という。)には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

第38条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)するときは、千葉市住宅除却工事費補助金変更交付申請書(様式第49号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市住宅除却工事費補助金変更交付決定通知書（様式第50号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第39条 補助金の交付を申請した者が、第36条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市住宅除却工事費補助事業取下げ届出書（様式第51号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第37条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市住宅除却工事費補助事業中止承認申請書（様式第52号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、千葉市住宅除却工事費補助事業中止承認書（様式第53号）により通知するものとする。

（遅延等）

第40条 補助事業者は、第37条第2号に規定する遅延（除却工事）について報告するときは、千葉市住宅除却工事費補助事業遅延等報告書（様式第54号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第41条 補助事業者は、除却工事の完了を報告するときは、千葉市住宅除却工事費補助事業実績報告書（様式第55号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業要綱第10条第2項で定める状況写真及び材料写真

（2）除却工事に係る契約書の写し及び領収書の写し

- 2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第42条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市住宅除却工事費補助金額確定通知書（様式第56号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第43条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、次条による場合を除き、千葉市住宅除却工事費補助金交付請求書（様式第57号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第43条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領を施工者（除却工事）に委任する方法（以下「代理受領（除却工事）」という。）により行うことができる。

- 2 前項による場合、補助事業者は第41条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（別記様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

- 3 第1項による場合、補助事業者が第42条の規定による通知を受け、施工者（除却工

事)が補助金の交付を請求するときは、葉市住宅除却工事費補助金交付請求書(様式第57号の2)を、市長に提出しなければならない。

第5章 指導・検査

(指導及び助言)

第44条 市長は、補助事業者に対して、耐震性能の向上について、指導及び助言を行うことができるものとする。

(検査)

第45条 市長は、耐震改修に係る工事の内容を確認するため、必要に応じて補助対象住宅に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。

3 市長は、検査に、補助事業者、施工者、設計者及び監理者の立会いを求めることができる。

4 補助事業者、施工者、設計者及び監理者は、当該検査に協力しなければならない。

5 市長は、検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたとき、補助事業者及び施工者に、工事の改善を指示することができる。

6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

7 市長は、前項の検査の結果、工事が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

第6章 取消等

(決定の取消通知)

第46条 市長は、補助事業者が、前条第7項に該当すると認めた場合又は規則第17条第1項に該当する不正な行為を行ったと認めた場合、木造住宅にあつては、第5条第1項の交付決定を取り消し、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

また、マンションにあつては、第15条第1項又は第29条の規定により準用する第15条第1項の交付決定を取り消し、千葉市マンション耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第44号)により通知するものとする。

また、住宅(除却住宅)にあつては、第36条第1項の交付決定を取り消し、千葉市住宅除却工事費補助金交付決定取消通知書(様式第58号)により通知するものとする。

2 全体設計承認事業にあつては、市長は、補助事業者が当該事業を中止したときに、既に当該事業に係る補助金が支払われている場合、当該支払に係る部分の交付決定を取り消し、千葉市マンション耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第44号)により通知するものとする。

(返還命令)

第47条 市長は、補助事業者に対し、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、木造住宅にあつては、千葉市木造住宅耐震改修費補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

また、マンションにあつては、千葉市マンション耐震改修費補助金返還命令書（様式第45号）によるものとする。

また、住宅（除却工事）にあつては、千葉市住宅除却工事費補助金返還命令書（様式第59号）によるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第48条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（有効活用）

第49条 補助事業者は、補助事業により耐震改修した住宅を、有効に活用するよう努めなければならない。

（事業の遂行）

第50条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って事業を行わなければならない。

2 部分改修工事の補助事業者は、第1回耐震改修工事が完了してから10年以内に建物全体の耐震改修工事を完了するように努めるものとする。

3 部分改修工事の補助事業者は、建物全体の耐震改修工事を完了するまでの間、資金計画の状況について、年一回報告をしなければならない。

第7章 補則

（補則）

第51条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式の記名押印部分は平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の平成26年4月1日から施行する様式は、平成26年6月1日以降も当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。



千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

木造住宅の耐震改修に係る工事費に対する補助金の交付を受けたいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

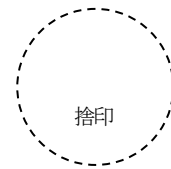
記

- 1 補助事業の目的及び内容（該当する項目の□にレを付すこと。）
- 千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号又は第 1 2 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの
- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
 - ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
 - ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 建築物の概要

所在地（地番）	区			
建築年月日	年 月 日			
階 数	階	住宅区分	☐ 専用住宅 ☐ 兼用住宅	
上部構造評点	改修前	点	改修後	点
居住している者	☐ 所有者（ ☐ 申請者 ☐ 申請者以外 ） ※所有者が居住していない場合 居住者氏名（ ） ☐ 配偶者 （所有者氏名： ） ☐ 一親等の親族 （所有者氏名： ）			
利子補給制度の利用の有無		☐ 有 ☐ 無		
☐ 都市計画法又は建築基準法に違反していない ☐ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条に基づき、指定された区域に建築されていない ☐ 過去に千葉市耐震改修費補助事業又は千葉市耐震シェルター設置費補助事業による補助金の交付を受けていない				

(裏)



3 交付申請額（＊）

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

4 耐震改修工事事業期間（予定）

着手 年 月 日 完了 年 月 日

5 交付申請額の算出の基礎

（1）補助額の算定

- ア 工事費（税抜きの見積額） _____ 円 (A)
- イ 補助基本額 $A \times 4 / 5 =$ _____ 円 (B)
- ウ 限度額 1, 150, 000 円 (C)
- エ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 (D) ＊
- オ 利子補給制度を利用する場合 $D \times 1 / 2 =$ _____ 円 ＊

（交付申請額は、千円未満を切り捨てる）

6 施工者

（1）名称 _____

- （2）区分 ☐ 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可あり
- ☐ 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可なし
- ☐ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

（添付書類）

- 1 見積書（耐震改修工事等にかかる経費の内訳がわかるもの）又はその写し
 - 2 住民票の写し（申請者のもの。ただし、申請者が居住していない場合は、当該住宅に居住している所有者の配偶者又は一親等の親族のもの）（※1）
 - 3 滞納無証明書（千葉市内に在住している所有者全員又は申請者のもの）（※1）
 - 4 登記事項証明書（建物）（※2）
 - 5 建築確認済証又はこれに代わるもの
 - 6 改修前後の精密耐震診断報告書の写し
 - 7 精密診断に係る現地調査の写真その他関係資料
 - 8 平面図、詳細図、改修一覧表（二段階耐震改修工事における平面図及び改修一覧表は段階別に作成したものとする）
 - 9 6～8の書類の作成者の資格を証する書類（※3）
 - 10 施工者の資格を証する書類（※4）
 - 11 その他市長が認める書類
- （※1）個人情報確認同意書（別記様式第1号） 2及び3を省略可能
- （※2）同意書 所有者が複数人いる場合、所有者全員からの同意書
- 申請者が居住していない場合、居住者からの同意書
- 申請者が所有者ではない場合、所有者全員からの同意書
- （※3）作成者が千葉市木造住宅耐震診断士ではない場合
- ア 木造住宅耐震診断講習会を修了したことを証する書類
- イ 建築士であることを証する書類
- （※4）施工者の資格を証する書類とは
- ア 市内業者で建設業法第3条第1項に規定する許可がある者：建設業法による許可書の写し
- イ 市内業者で建設業法第3条第1項に規定する許可がない者：事業要綱第2条第17号イにおいて規定する要件を満たすことを証する書類
- ウ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者：契約書の写し等、要件を満たすことを証する書類

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震改修費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

利子補給制度利用の有無

☐ 有☐ 無

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに耐震改修工事の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市耐震改修補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により耐震改修費補助金の交付決定のあった工事について、下記のとおり変更したいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□にレを付すこと。)

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

☐ 耐震改修工事に係るもの (二段階耐震改修工事に係るものを除く。)

☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの

☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地 (地番)

区

3 変更区分

☐ 補助額の変更

☐ 上記以外の変更

4 変更内容

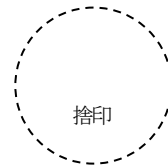
	変更前	変更後
内容		

5 変更理由

--

(裏面に続く)

(裏)



6 変更交付申請額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

7 変更交付申請額の算出の基礎

(1) 補助額の算定

- ア 工事費（税抜きの見積額） _____ 円 (A)
- イ 補助基本額 $A \times 4 / 5 =$ _____ 円 (B)
- ウ 限度額 1, 1 5 0, 0 0 0 円 (C)
- エ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(添付書類)

- 1 変更内容が確認できる資料
- 2 補助額が変更となる場合
変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震改修費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額（変更後）

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

4 補助金の変更額

マイナス , 000円(従前の交付決定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに耐震改修工事の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

千葉県木造住宅耐震改修費補助事業取下げ届出書

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで耐震改修費補助金の交付申請を行いました。下記の理由により耐震改修の交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により本届出書を提出します。

記

1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□にレを付すこと。)

千葉県耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号又は第 1 2 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの (二段階耐震改修工事に係るものを除く。)
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地 (地番)

区

3 取下げの理由 (該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)

- ☐ 住宅を使用しないことになった (可能性が出てきた)
- ☐ 住宅を建替えることにした
- ☐ 工事内容、経費を再考したい
- ☐ 資金を用意することが困難となった
- ☐ その他＝

千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認申請書

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震改修費補助金の交付決定のあった工事を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□にレを付すこと。)

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの (二段階耐震改修工事に係るものを除く。)
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地 (地番)

区

3 中止の理由 (該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)

- ☐ 住宅を使用しないことになった (可能性が出てきた)
- ☐ 住宅を建替えることにした
- ☐ 工事内容、経費を再考したい
- ☐ 資金を用意することが困難となった
- ☐ その他＝

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった耐震改修費補助事業の中止について承認し、
年 月 日付け千葉市指令 第 号の耐震改修費補助金の交付決定を取り消したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号又は第 1 2 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

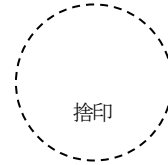
- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区

3 取り消す補助金の交付決定額

， 0 0 0 円



千葉県木造住宅耐震改修費補助事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で耐震改修費補助金の交付決定のあった工事について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

1 補助事業の目的及び内容（該当する項目の□にレを付すこと。）

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地（地番）

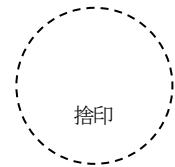
区

3 報告事項（該当する項目の□にレを付すこと。）

- ☐ 当該年度の1月末日までに完了しない（完了予定日： 年 月 日）
- ☐ 事業の遂行が困難となった
- ☐ その他＝

4 理由

--



千葉市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった耐震改修に係る工事を完了したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□にレを付すこと。)

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの (二段階耐震改修工事に係るものを除く。)
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地 (地番)

区

3 耐震改修工事事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

(添付書類)

- 1 工事に係る契約書及び領収書の写し
- 2 状況写真及び材料写真

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書により、耐震改修に係る工事に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震改修補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 11 号又は第 12 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区



千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

請求者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐震改修補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□にレを付すこと。)

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号又は第 1 2 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの (二段階耐震改修工事に係るものを除く。)
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの



千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
住 所

会 社 名

代表者氏名 印

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐震改修補助金交付要綱第 1 2 条の 2 第 3 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

補助事業の目的及び内容（該当する項目の□にレを付すこと。）

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号又は第 1 2 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した木造住宅耐震改修費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第46条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号又は第12号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
- ☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

, 000円

4 取消しの理由

--

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市木造住宅耐震改修費補助金返還命令書

千葉市木造住宅耐震改修費補助事業に係る補助金について、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 4 7 条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号又は第 1 2 号に定める耐震改修に係る工事のうち、下記に該当するもの

- ☐ 耐震改修工事に係るもの（二段階耐震改修工事に係るものを除く。）
☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事に係るもの
☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事に係るもの

2 補助対象住宅の所在地

区

3 返還を命ずる金額

補助金の交付決定額	, 0 0 0 円	(年 月 日通知)
補助金の既交付額	, 0 0 0 円	(年 月 日交付)
返還を命ずる金額	, 0 0 0 円	

4 返還期限

年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏)

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この命令についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この命令の取消しを求める訴訟は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県マンション耐震改修費補助金交付申請書
[設計費]

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、

本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

マンションの耐震改修に係る設計費に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第10号に定める耐震改修に係る設計

2 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 交付申請額(※)

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

4 交付申請額の算出の基礎(補助金申請年度分のみ)

(1) 補助対象経費(税抜きの見積額) 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 既交付決定額(全体設計承認事業の場合) 円 (B)

イ 補助基本額 $A \times 2 / 3 - B =$ 円 (C)

ウ 限度額

(ア) $5 \text{万円} \times \text{戸数} - B = 5 \text{万円} \times \text{戸数} - B =$ 円 (D)(イ) $500 \text{万円} - B =$ 円 (E)

エ 補助額 C、D又はEのいずれか低い額 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

5 事業期間(予定)

(1) 着手 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

(裏面に続く)

(裏)

※複数棟申請する場合は、棟ごとに裏面を作成し、提出してください。

捨印

6 補助対象住宅

建築年月日	昭和 年 月 日	構造	造
階数	階	戸数	戸
延べ面積	m ²	住宅以外の部分 の床面積	m ²
		割合	%

7 構造耐震指標 Is 値を算出した耐震診断実施年度

実施年度 _____ 年度、Is 値 _____

8 設計者

(1) 氏名 _____

(2) 区分 ☐ 千葉市マンション耐震診断士 登録番号 _____ 号

☐ 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士

耐震診断講習会受講日 _____ 年 月 日

(添付書類)

1 申請時に添付する書類

(ただし、耐震診断に係る補助金の交付を受けて耐震診断した場合、(1)(3)(4)(6)は省略できる。全体設計承認を受けた場合、(1)から(6)は省略できる。)

(1) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書

(2) 耐震改修設計の実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの

(3) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類

(4) 構造関係図書の目次の写し

(5) 耐震改修の設計に要する費用に係る見積り書又はその写し

(6) 現況の耐震診断報告書の写し

(7) 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合は、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し

2 補助事業対象者に決定後(申請件数が募集件数以内であった場合、申請期間終了後)、提出する書類

(ただし、耐震診断に係る補助金の交付を受けて耐震診断した場合又は、全体設計承認を受けた場合、(1)から(4)は省略できる。)

(1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面

(2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの

(3) 管理規約の写し

(4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助金交付決定通知書
[設計費]

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第10号に定める耐震改修に係る設計

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日（全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては当該年度の3月31日まで）までに設計の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第17号

千葉市指令 第 号

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助金〔設計費
工事費・監理費〕について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市耐
震改修費補助金交付要綱第15条第2項又は第15条第2項の規定を準用する第29条の
規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起
算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県マンション耐震改修費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により耐震改修費補助金の交付
決定のあった〔 設計 工事及び監理 〕について、下記のとおり変更したいので、千葉
市耐震改修費補助金交付要綱第17条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象住宅の所在地(地番)

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 変更区分

☐ 補助額の変更☐ 上記以外の変更

3 変更内容

	変更前	変更後
内容		

4 変更理由

--

(裏面に続く)

5 変更交付申請額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金						0	0	0

6 変更交付申請額の算出の基礎（設計費）

(1) 補助対象経費（税抜きの見積額） _____ 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 既交付決定額（全体設計承認事業の場合） _____ 円 (B)

イ 補助基本額 $A \times 2 / 3 - B =$ _____ 円 (C)

ウ 限度額

(ア) 5万円×戸数－B＝5万円× _____ 戸数－B＝ _____ 円 (D)

(イ) 500万円－B＝ _____ 円 (E)

エ 補助額 C、D又はEのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

7 変更交付申請額の算出の基礎（工事費・監理費）

(1) 補助対象経費（税抜きの見積額）

ア 工事費 _____ 円

イ 監理費 _____ 円

計 _____ 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 既交付決定額（全体設計承認事業の場合） _____ 円 (B)

イ 補助基本額 $A \times 1 / 3 - B =$ _____ 円 (C)

ウ 限度額 3,000万円－B＝ _____ 円 (D)

エ 面積単価による限度額

(ア) Is 値が0.3以上の部分

51,700円×補助対象面積 _____ $\text{m}^2 \times 1 / 3 =$ _____ 円 (E)

(イ) Is 値が0.3未満の部分

56,900円×補助対象面積 _____ $\text{m}^2 \times 1 / 3 =$ _____ 円 (F)(ウ) $E + F - B =$ _____ 円 (G)

オ 補助額 C、D又はGのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(添付書類)

1 変更内容が確認できる資料

2 補助額が変更となる場合

変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書
[設計費]

年 月 日付けで申請のあった耐震改修費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第10号に定める耐震改修に係る設計

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

4 補助金の変更額

マイナス , 000円(従前の交付決定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く)には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日(全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては当該年度の3月31日まで)までに設計の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

千葉市マンション耐震改修費補助事業取下げ届出書

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

法人の場合は記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで耐震改修費補助金〔設計費 工事費・監理費〕の交付申請を行いました。下記の理由により耐震改修の交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第18条第1項又は第18条第1項の規定を準用する第29条の規定により本届出書を提出します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 取下げの理由(該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)

☐ 住宅を使用しないことになった(可能性が出てきた)

☐ 住宅を建替えることにした

☐ 工事内容、経費を再考したい

☐ 資金を用意することが困難となった

☐ その他＝

千葉県マンション耐震改修費補助事業中止承認申請書

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 区
申請者住所

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、

本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震改修費補助金の交付決定のあった[設計 工事及び監理]を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第18条第2項又は第18条第2項の規定を準用する第29条の規定により申請します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 中止の理由(該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)

☐ 住宅を使用しないことになった(可能性が出てきた)

☐ 住宅を建替えることにした

☐ 工事内容、経費を再考したい

☐ 資金を用意することが困難となった

☐ その他＝

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった耐震改修費補助事業の中止について承認し、
年 月 日付け千葉市指令 第 号の耐震改修費補助金の交付決定を取り消したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 1 8 条第 3 項又は第 1 8 条第 3 項の規定を準用する第 2 9 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 0 号又は第 1 1 号に定める耐震改修に係る [設計 工事及び監理]

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 取り消す補助金の交付決定額

, 0 0 0 円

千葉県マンション耐震改修費補助事業遅延等報告書



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で耐震改修費補助金の交付決定のあった[設計 工事及び監理]について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第19条又は第19条の規定を準用する第29条の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

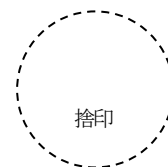
(2) マンション名

2 報告事項

- ☐ 当該年度の1月末日までに完了しない(完了予定日: 年 月 日)
- ☐ 事業の遂行が困難となった
- ☐ その他＝

3 理由

--

千葉県マンション耐震改修費補助事業実績報告書
〔設計〕

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定の
あった耐震改修に係る設計を完了したので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第20条第
1項の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

(添付書類)

(1) 耐震改修設計図

(2) 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し
(建築確認が行われる場合は、建築確認通知書の写し)

(3) 設計に係る契約書の写し

(4) 設計に係る領収書の写し

※ 全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては(2)、初年度に実績報告を行
った場合の中間年度及び最終年度にあつては(3)の書類は必要なし

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助金額確定通知書
[設計費]

年 月 日付け千葉市マンション耐震改修費補助事業実績報告書 [設計]
により、耐震改修に係る設計に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震改修
費補助金交付要綱第 21 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

- 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 10 号に定める耐震改修に係る設計
- 補助対象住宅の所在地、名称
 - 所在地 区
 - マンション名

年 月 日

住所

印

連絡先メールアドレス @

交付請求額

金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
						0	0	0

千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認申請書
[設計費]

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、

本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

マンションの耐震改修に係る設計費に対する全体設計の承認を受けたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第23条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第10号に定める耐震改修に係る設計

2 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 交付申請予定額

		全体計画	年度別計画		
			初年度	年度	年度
(A) 補助対象経費					
補助額の算定	(B) 既交付決定額の合計	—	—		
	(C) 補助基本額 $A \times 2 / 3 - B =$				
	限度額 (D) 5万円×戸数－B＝				
	(E) 500万円－B＝				
	交付予定額 C、D又はEのいずれか低い額 (交付予定額は、千円未満を切り捨てる)				

(裏面に続く)

(裏)

※複数棟申請する場合は、棟ごとに裏面を作成し、提出してください。

捨印

5 事業期間（予定）

- (1) 着手 年 月 日
(2) 完了 年 月 日

6 補助対象住宅

建築年月日	昭和 年 月 日	構造	造
階数	階	戸数	戸
延べ面積	m ²	住宅以外の部分 の床面積	m ² 割合 %

7 構造耐震指標 Is 値を算出した耐震診断実施年度

実施年度 年度、Is 値

8 設計者

- (1) 氏名 _____
(2) 区分 ☐ 千葉市マンション耐震診断士 登録番号 号
 ☐ 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事
 務所に勤務する建築士
 耐震診断講習会受講日 年 月 日

(添付書類)

1 申請時に添付する書類

(ただし、耐震診断に係る補助金の交付を受けて耐震診断した場合、(1)(3)(4)(6)は省略できる。)

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書
(2) 耐震改修設計の実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
(3) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類
(4) 構造関係図書の目次の写し
(5) 耐震改修の設計に要する費用に係る見積り書又はその写し
(6) 現況の耐震診断報告書の写し
(7) 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合は、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し

2 補助事業対象者に決定後（申請件数が募集件数以内であった場合、申請期間終了後）、提出する書類

(ただし、耐震診断に係る補助金の交付を受けて耐震診断した場合又は、全体設計承認を受けた場合、(1)から(4)は省略できる。)

- (1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面
(2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの
(3) 管理規約の写し
(4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの
(5) その他市長が必要と認める書類

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書
[設計費]

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助事業全体設計について、次のとおり承認することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 24 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 10 号に定める耐震改修に係る設計

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付予定額

	全体計画	年度別計画		
		初年度	年度	年度
補助対象経費				
交付予定額				

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

注意 この通知は補助金の交付を保証するものではありません。補助金の交付を受ける場合は、補助金を受けようとする年度に補助金の交付申請を行い、市から交付決定通知を受けて下さい。

様式第 29 号

千葉市指令 第 号

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助事業全体設計
〔 設計費 工事費・監理費 〕について、次の理由により承認しないことを決定したの
で、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 24 条第 2 項又は第 24 条第 2 項の規定を準用す
る第 33 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市マンション耐震改修費補事業全体設計変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号によりマンション耐震改修費補助事業全体設計の承認のあった〔設計 工事及び監理〕について、下記のとおり変更したいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第26条第1項又は第26条第1項の規定を準用する第33条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象住宅の所在地(地番)

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 変更区分

☐ 補助額の変更☐ 上記以外の変更

3 変更内容

	変更前	変更後
内容		

4 変更理由

(裏面に続く)

(裏)

捨印

6 変更交付予定額の算出の基礎（設計費）

		全体計画	年度別計画		
			初年度	年度	年度
(A) 補助対象経費					
補助額の算定	(B) 既交付決定額の合計	—	—		
	(C) 補助基本額 $A \times 2 / 3 - B =$				
	限度額 (D) 5万円×戸数－B＝				
	(E) 500万円－B＝				
	交付予定額 C、D又はEのいずれか低い額 (交付予定額は、千円未満を切り捨てる)				

7 変更交付予定額の算出の基礎（工事費・監理費）

		全体計画	年度別計画		
			初年度	年度	年度
工事費					
監理費					
(A) 補助対象経費 工事費＋監理費					
補助額の算定	(B) 既交付決定額	—	—		
	(C) 補助基本額 $A \times 1 / 3 - B =$				
	限度額 (D) 3,000万円－B＝				
	(E) Is 値が0.3以上の部分 $51,700 \text{円} \times \text{補助対象面積} \times 1 / 3 =$				
	(F) Is 値が0.3未満の部分 $56,900 \text{円} \times \text{補助対象面積} \times 1 / 3 =$				
	(G) $E + F - B =$				
	交付予定額 C、D又はGのいずれか低い額 (交付予定額は、千円未満を切り捨てる)				

(添付書類)

- 1 変更内容が確認できる資料
- 2 補助額が変更となる場合、変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認通知書
[設計費]

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助事業全体設計に係る変更承認申請について、次のとおり承認することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第26条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第10号に定める耐震改修に係る設計

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付予定額（全年度分）

	全体計画	年度別計画		
		初年度	年度	年度
補助対象経費				
交付予定額				

4 補助金の変更額

マイナス , 000円(従前の交付予定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計取下げ届出書

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

法人の場合は記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けでマンション耐震改修費補助事業全体設計 [設計 工事
及び監理] の承認申請を行いましたが、下記の理由により承認申請を取り下げたいので、
千葉県耐震改修費補助金交付要綱第27条第1項又は第27条第1項の規定を準用する第
33条の規定により本届出書を提出します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 取下げの理由 (該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)

☐ 住宅を使用しないことになった (可能性が出てきた)

☐ 住宅を建替えることにした

☐ 工事内容、経費を再考したい

☐ 資金を用意することが困難となった

☐ その他＝

千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計中止承認申請書

捨印

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、

本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号でマンション耐震改修費補助事業全体設計の承認のあった [設計 工事及び監理] を中止し、承認申請を取り下げたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第 27 条第 2 項又は第 27 条第 2 項の規定を準用する第 33 条の規定により申請します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 中止の理由 (該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)

☐ 住宅を使用しないことになった (可能性が出てきた)

☐ 住宅を建替えることにした

☐ 工事内容、経費を再考したい

☐ 資金を用意することが困難となった

☐ その他＝

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計中止承認書

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助事業全体設計
の中止について承認し、年 月 日付け千葉市指令 第 号のマン
ション耐震改修費補助事業全体設計の承認を取り消したので、千葉市耐震改修費補助金交
付要綱第 2 7 条第 3 項又は第 2 7 条第 3 項の規定を準用する第 3 3 条の規定により通知し
ます。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 0 号又は第 1 1 号に定める耐震改修に係
る [設計 工事及び監理]

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 取り消す補助金の交付決定額

, 0 0 0 円

千葉県マンション耐震改修費補助金交付申請書
[工事費・監理費]



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー 区
申請者住所
管理組合の名称
代表者の役職・氏名 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

マンションの耐震改修に係る工事費・監理費に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第28条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第11号に定める耐震改修に係る工事及び監理
- 2 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

- (1) 所在地 区
(2) マンション名

3 交付申請額(※)

金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
						0	0	0

4 交付申請額の算出の基礎(補助金申請年度分のみ)

- (1) 補助対象経費(税抜きの見積額)
- ア 工事費 _____ 円
イ 監理費 _____ 円
計 _____ 円 (A)
- (2) 補助額の算定
- ア 既交付決定額(全体設計承認事業の場合) _____ 円 (B)
イ 補助基本額 $A \times 1 / 3 - B =$ _____ 円 (C)
ウ 限度額 $3,000 \text{万円} - B =$ _____ 円 (D)
エ 面積単価による限度額
(ア) I_s 値が0.3以上の部分
 $51,700 \text{円} \times \text{補助対象面積} \text{ m}^2 \times 1 / 3 =$ _____ 円 (E)
(イ) I_s 値が0.3未満の部分
 $56,900 \text{円} \times \text{補助対象面積} \text{ m}^2 \times 1 / 3 =$ _____ 円 (F)
(ウ) $E + F - B =$ _____ 円 (G)
オ 補助額 C、D又はGのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(裏面に続く)

(裏)

※複数棟申請する場合は、棟ごとに裏面を作成し、提出してください。

捨印

5 補助対象住宅

建築年月日	昭和 年 月 日	構造	造
階数	階	戸数	戸
延べ面積	m ²	住宅以外の部分 の床面積	m ² 割合 %

6 構造耐震指標 Is 値を算出した耐震診断実施年度

実施年度 _____ 年度、Is 値 _____

7 施工者

- (1) 名称 _____
- (2) 区分 ☐ 市内業者・建設業法の許可有り
☐ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

8 監理者

- (1) 氏名 _____
- (2) 区分 ☐ 千葉市マンション耐震診断士
☐ 千葉市マンション耐震診断士以外の建築士

9 事業期間（予定）

- (1) 着手 年 月 日
- (2) 完了 年 月 日

(添付書類)

1 申請時に添付する書類（ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合、(6) から (8) は省略できる。全体設計承認を受けた場合、(1) から (8) は省略できる。）

- (1) 工事費、監理費の見積書又はその写し
- (2) 耐震改修工事実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
- (3) 施工者の区分に応じ、施工者の要件を確認できる次のいずれかの書類
- ア 建設業法の許可書（建設業法の許可が有る者の場合）
- イ 建設工事の請負者であることを証する書類（補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者の場合）
- (4) 監理者の要件を確認できる書類
- (5) 工程表
- (6) 現況の耐震診断報告書の写し
- (7) 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（建築確認が行われた場合は建築確認通知書の写し）
- (8) 設計費の補助金申請時に提出するべき添付書類

（設計費の見積書、設計実施に係る総会の決議書を除く）

2 補助事業対象者に決定後（申請件数が募集件数以内であった場合、申請期間終了後）、提出する書類（ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合、(1) (2) は省略できる。全体設計承認を受けた場合、(1) から (3) は省略できる。）

- (1) 設計費の補助金申請時、補助事業対象者決定後に提出する書類
- (2) 耐震改修設計図
- (3) 連絡者リスト（監理者、施工者、管理組合等担当者）



千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書
[部分改修工事に係る工事費・監理費]
(第一面)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー 区
申請者住所
管理組合の名称
代表者の役職・氏名 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してく
ださい。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

マンションの耐震改修に係る工事費・監理費に対する補助金の交付を受けたいので、
千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 2 8 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 4 号に定める部分改修工事のうち、
第 回耐震改修工事 (年度) に係るもの

2 交付申請額

金	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
						0	0	0

3 補助対象住宅

地名地番	区
マンション名	
構造	造 一部
階数	地上 階・地下 階・
戸数	住戸数 戸・その他 戸 (用途)
延べ面積	住戸部分 m ² ・住戸以外の部分 m ² 延べ面積 m ²
建築履歴	新築：建築確認 昭和 年 月 日 第 号 検査済証 昭和 年 月 日 交付 増築：建築確認 昭和 年 月 日 第 号 検査済証 昭和 年 月 日 交付

(第二面)

捨印

4 交付申請額の算出の基礎 (過去に交付を受けた工事については実績を記入。全体設計承認事業の場合は、段階ごとかつ年度ごとに記入。)

事業内容 算出基礎他	第1回 耐震改修工事 (年度)	第 回 耐震改修工事 (年度)	第 回 耐震改修工事 (年度)	最終回 耐震改修工事 (年度)
工 事 費 ①				
監 理 費 ②				
(① + ②) × 1 / 3 = ③ (千 円 未 満 切 捨 て)				
補助対象面積のうち Is 値が 0.3 以上の部分 ④	m ²	m ²	m ²	m ²
51,700 円 × ④ = ⑤				
補助対象面積のうち Is 値が 0.3 未満の部分 ⑥	m ²	m ²	m ²	m ²
56,900 円 × ⑥ = ⑦				
⑤ + ⑦ = ⑧				
⑧、3,000 万円のうち 低 い 額 ⑨				
出 来 高 率 ⑩	%	%	%	100%
既 交 付 決 定 額 ⑪				
⑨ × ⑩ - ⑪ = ⑫ (千 円 未 満 切 捨 て)				
交 付 申 請 額 (③、⑫のうち低い額) ⑬				
改 修 後 の I s 値				
工 事 着 手 予 定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

5 事業全体の資金計画

項 目	第1回	第 回	第 回	最終回
支 出 (上 表 ① + ②)				
収 入				
補助金 (上表⑬)				
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				

(第三面)

捨印

6 施工者（申請年度の部分改修工事に係るもの）

(1) 名称

(2) 区分 ☐ 市内業者・建設業法の許可有り

☐ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

7 監理者（申請年度の部分改修工事に係るもの）

(1) 事務所名

(2) 資格／氏名 級建築士 大臣登録第 号／

(添付書類)

1 申請時に添付する書類（ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合、(6)から(9)は省略できる。）

(1) 全体改修に係る工事費用と部分改修に係る工事費、監理の各見積書又はその写し

(2) 耐震改修工事実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの

(3) 施工者の要件を満たすことを証する書類

(4) 監理者の要件を満たすことを証する書類

(5) 全体改修工事と各部分改修工事の工程表

(6) 部分改修工事前後の耐震診断報告書の写し、全体改修工事後の耐震診断報告書の写し

(7) 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（建築確認が行われた場合は建築確認通知書の写し）

(8) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書

(9) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類

2 補助事業対象者に決定後（申請件数が募集件数以内であった場合、申請期間終了後）、提出する書類（ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合、(1)から(5)は省略できる。）

(1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面

(2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの

(3) 管理規約の写し

(4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの

(5) 耐震改修設計図書

(6) 連絡者リスト（監理者、施工者、管理組合等担当者）

(管理組合の名称)
(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助金交付決定通知書
[工事費・監理費]

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震改修費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定を準用する第 2 9 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

- 1 補助事業の目的及び内容
- ☐ 千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 1 号に定める耐震改修工事及びその監理
 - ☐ 千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 4 号に定める部分改修工事及びその監理

- 2 補助対象住宅の所在地、名称
- (1) 所在地 区
 - (2) マンション名

- 3 補助金の交付決定額

金	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
						0	0	0

- 4 交付の条件
- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 当該年度の 1 月末日（全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては当該年度の 3 月 3 1 日まで）までに設計の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書
[工事費・監理費]

年 月 日付で申請のあった耐震改修費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定を準用する第 29 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 11 号に定める耐震改修に係る工事及び監理

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付決定額 (変更後)

金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
						0	0	0

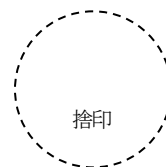
4 補助金の変更額

マイナス , 000 円 (従前の交付決定額 , 000 円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合 (軽微な変更を除く) には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の 1 月末日 (全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては当該年度の 3 月 31 日まで) までに設計の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。



千葉市マンション耐震改修費補助事業中間報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

{ 年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の全体設計の承認
年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定 }
のあった耐震改修に係る工事及び監理に関して、市長の指定する工程までの工事を完了したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第30条第1項の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 事業期間

着手 年 月 日

完了(予定) 年 月 日

(添付書類)

- (1) 状況写真(市長の指定する工程までのもの)
- (2) 耐震改修工事監理報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類



千葉県マンション耐震改修費補助事業実績報告書
[工事費・監理費]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定の
あった耐震改修に係る工事及び監理を完了したので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第
3 1 条第 1 項の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額

金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
						0	0	0

(添付書類)

- (1) 状況写真及び材料写真
- (2) 工事、監理に係る契約書の写し
- (3) 工事、監理に係る領収書の写し
- (4) 耐震改修工事監理報告書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 全体設計承認事業の初年度に実績報告を行った場合の中間年度及び最終年度にあつて
は (2) の書類は必要なし

様

千葉市マンション耐震改修費補助金額確定通知書
[工事費・監理費]

年 月 日付け千葉市マンション耐震改修費補助事業実績報告書[工事費・監理費]により、耐震改修に係る工事費・監理費に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第21条の規定を準用する第29条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金						0	0	0

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号に定める耐震改修に係る工事及び監理

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認申請書
[工事費・監理費]



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー 区
申請者住所
管理組合の名称
代表者の役職・氏名 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

マンションの耐震改修に係る工事費・監理費に対する全体設計の承認を受けたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第32条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第11号に定める耐震改修に係る工事及び監
- 2 補助対象住宅の所在地(地番)、名称
(1) 所在地 区
(2) マンション名
- 3 交付申請予定額

		全体計画	年度別計画		
			初年度	年度	年度
工事費					
監理費					
(A) 補助対象経費 工事費+監理費					
補助額の算定	(B) 既交付決定額	—	—		
	(C) 補助基本額 $A \times 1 / 3 - B =$				
	(D) $3,000 \text{ 万円} - B =$				
	(E) Is 値が0.3以上の部分 $51,700 \text{ 円} \times \text{補助対象面積} \times 1 / 3 =$				
	(F) Is 値が0.3未満の部分 $56,900 \text{ 円} \times \text{補助対象面積} \times 1 / 3 =$				
	(G) $E + F - B =$				
	交付予定額 C、D又はGのいずれか低い額 (交付予定額は、千円未満を切り捨てる)				

※複数棟申請する場合は、棟ごとに裏面を作成し、提出してください。

捨印

5 補助対象住宅

建築年月日	昭和 年 月 日	構造	造
階数	階	戸数	戸
延べ面積	m ²	住宅以外の部分 の床面積	m ²
		割合	%

6 構造耐震指標 Is 値を算出した耐震診断実施年度

実施年度 _____ 年度、Is 値 _____

7 施工者

- (1) 名称 _____
- (2) 区分 ☐ 市内業者・建設業法の許可有り
☐ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

8 監理者

- (1) 氏名 _____
- (2) 区分 ☐ 千葉市マンション耐震診断士
☐ 千葉市マンション耐震診断士以外の建築士

9 事業期間（予定）

- (1) 着手 年 月 日
- (2) 完了 年 月 日

(添付書類)

- 申請時に添付する書類（ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合、(6) から (10) は省略できる。）
 - 工事費、監理費の見積書又はその写し
 - 耐震改修工事実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
 - 施工者の区分に応じ、施工者の要件を確認できる次のいずれかの書類
 - 建設業法の許可書（建設業法の許可が有る者の場合）
 - 建設工事の請負者であることを証する書類（補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者の場合）
 - 監理者の要件を確認できる書類
 - 工程表
 - 現況の耐震診断報告書の写し
 - 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（建築確認が行われた場合は建築確認通知書の写し）
 - 設計費の補助金申請時に提出するべき添付書類
 （設計費の見積書、設計実施に係る総会の決議書を除く）
- 補助事業対象者に決定後（申請件数が募集件数以内であった場合、申請期間終了後）、提出する書類
 （ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合、(1) (2) は省略できる。）
 - 設計費の補助金申請時、補助事業対象者決定後に提出する書類
 - 耐震改修設計図
 - 連絡者リスト（監理者、施工者、管理組合等担当者）

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書
[工事費・監理費]

年 月 日付で申請のあったマンション耐震改修費補助金について、次のとおり承認することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第24条第1項の規定を準用する第33条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号に定める耐震改修に係る工事及び監理

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付予定額

	全体計画	年度別計画		
		初年度	年度	年度
補助対象経費				
交付予定額				

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

注意 この通知は補助金の交付を保証するものではありません。補助金の交付を受ける場合は、補助金を受けようとする年度に補助金の交付申請を行い、市から交付決定通知を受けて下さい。

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認通知書
[工事費・監理費]

年 月 日付けで申請のあった耐震改修費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり承認することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第26条第2項の規定を準用する第33条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第11号に定める耐震改修に係る工事及び監理

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付予定額（変更後）

	全体計画	年度別計画		
		初年度	年度	年度
補助対象経費				
交付予定額				

4 補助金の変更額

マイナス , 000円(従前の交付決定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市マンション耐震改修費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知したマンション耐震改修費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第46条第1項又は第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第10号又は第11号に定める耐震改修に係る
〔設計 工事及び監理〕
- 2 補助対象住宅の所在地、名称
(1) 所在地 区
(2) マンション名
- 3 取り消す補助金の交付決定額
 , 000円
- 4 取消しの理由

--

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市マンション耐震改修費補助金返還命令書

千葉市マンション耐震改修費補助事業に係る補助金について、千葉市耐震改修費補助金
交付要綱第47条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第10号又は第11号に定める耐震改修に係る
〔設計 工事及び監理〕

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 返還を命ずる金額

補助金の交付決定額	, 000円	(年 月 日通知)
補助金の既交付額	, 000円	(年 月 日交付)
返還を命ずる金額	, 000円	

4 返還期限

年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏面に続く)

(裏)

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この命令についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この命令の取消しを求める訴訟は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



千葉市住宅除却費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

住宅の除却に係る工事費に対する補助金の交付を受けたいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第35条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事
- 2 補助対象住宅

所在地(地番)	区		
建築年月日	年 月 日	階 数	階
延べ面積	m ²	構 造	
上部構造評点 又は Is 値		密集住宅市街地	☐ (該当する場合はチェック)
☐ 都市計画法又は建築基準法に違反していない ☐ 過去に千葉市耐震改修費補助事業又は千葉市耐震シェルター設置費補助事業による補助金の交付を受けていない			

3 交付申請額(※)

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

4 交付申請額の算出の基礎

(1) 補助額の算定

ア 工事費(税抜きの見積額) _____ 円 (A)
イ 補助基本額 $A \times 0.23 =$ _____ 円 (B)
ウ 限度額 200,000 円 (C)
(密集住宅市街地の場合 300,000 円)
エ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(裏面に続く)

(裏)

捨印

5 施工者

(1) 名称 _____

- (2) 区分 ☐ 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可あり
☐ 市内業者・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する登録あり

6 除却工事事業期間（予定）

着手 年 月 日 完了 年 月 日

(添付書類)

- 1 工事費の見積書又はその写し
 - 2 滞納無証明書（千葉市内に在住している所有者全員のもの）（※1）
 - 3 登記事項証明書（建物）（※2）
 - 4 耐震診断報告書の写し（※3）
 - 5 診断に係る現地調査の写真その他関係資料
 - 6 平面図
 - 7 建築確認済証又はこれに代わるもの
 - 8 4から6の書類の作成者の資格を証する書類（※4）
千葉市木造住宅耐震診断士又は千葉市マンション診断士ではない場合のみ
 - 9 施工者の資格を証する書類（※5）
 - 10 その他市長が認める書類
- (※1)個人情報確認同意書(別記様式第1号) 2を省略可能
(※2)同意書 所有者が複数人いる場合、所有者全員からの同意書
(※3)旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票(別記様式第14号)
を提出することにより4を省略可能
(※4)作成者が千葉市木造住宅耐震診断士又は千葉市マンション診断士ではない場合
ア 耐震講習会を修了したことを証する書類
イ 建築士であることを証する書類
(※5)施工者の資格を証する書類とは（いずれかどちらか提出）
ア 建設業法第3条第1項に規定する許可がある者：許可書の写し
イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する登録
がある者：登録通知書の写し

様

千葉市住宅除却費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅除却費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修補助金交付要綱第36条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに除去工事の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市住宅除却費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅除却費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市耐震改修補助金交付要綱第36条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県住宅除却費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により除却費補助金の交付決定のあった工事について、下記のとおり変更したいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第38条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地(地番)

区

3 変更区分

☐ 補助額の変更☐ 上記以外の変更

4 変更内容

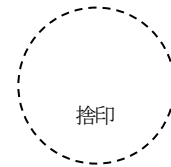
	変更前	変更後
内容		

5 変更理由

--

(裏面に続く)

(裏)



6 変更交付申請額（＊）

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

7 変更交付申請額の算出の基礎

(1) 補助額の算定

ア 工事費（税抜きの見積額） _____ 円 (A)

イ 補助基本額 $A \times 4 / 5 =$ _____ 円 (B)

ウ 限度額 200,000 円 (C)

(密集住宅市街地の場合 300,000 円)

エ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(添付書類)

1 変更内容が確認できる資料

2 補助額が変更となる場合

変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

様

千葉市住宅除却費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった除却費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第38条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額（変更後）

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

4 補助金の変更額

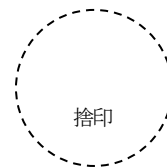
マイナス , 000円(従前の交付決定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに除去工事の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震改修費補助事業要綱及び千葉市耐震改修費補助金交付要綱を遵守すること。

千葉市住宅除却費補助事業取下げ届出書



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで除却費補助金の交付申請を行いましたが、下記の理由により除却の交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第39条第1項の規定により本届出書を提出します。

記

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区

3 取下げの理由（該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。）

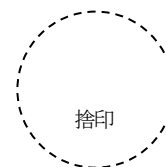
☐ 住宅を使用することになった（可能性が出てきた）

☐ 工事内容、経費を再考したい

☐ 資金を用意することが困難となった

☐ その他＝

千葉県住宅除却費補助事業中止承認申請書



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で除却費補助金の交付決定のあった工事を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第39条第2項の規定により申請します。

1 補助事業の目的及び内容

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区

3 中止の理由（該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。）

☐ 住宅を使用することになった（可能性が出てきた）

☐ 工事内容、経費を再考したい

☐ 資金を用意することが困難となった

☐ その他＝

様

千葉市住宅除却費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった除却費補助事業の中止について承認し、
年 月 日付け千葉市指令 第 号の除却費補助金の交付決定を取り消した
ので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第39条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区

3 取り消す補助金の交付決定額

，000円



千葉市住宅除却費補助事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

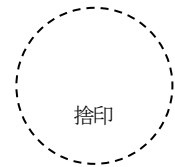
年 月 日付け千葉市指令 第 号で除却費補助金の交付決定のあった工事について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 4 0 条の規定により報告します。

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 5 号に定める除却に係る工事
- 2 補助対象住宅の所在地（地番）
区
- 3 報告事項（該当する項目の□にレを付すこと。）

☐ 当該年度の 1 月末日までに完了しない（完了予定日： 年 月 日）

☐ 事業の遂行が困難となった

☐ その他＝
- 4 理由



千葉県住宅除却費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった除却に係る工事を完了したので、千葉県耐震改修費補助金交付要綱第41条第1項の規定により報告します。

1 補助事業の目的及び内容

千葉県耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区

3 耐震改修工事事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 補助金の交付決定額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

(添付書類)

- 1 工事に係る契約書及び領収書の写し
- 2 状況写真及び材料写真

様

千葉市住宅除却費補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市木造住宅除却費補助事業実績報告書により、除却に係る工事に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震改修補助金交付要綱第 4 2 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 5 号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地（地番）

区



千葉県住宅除却費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

請求者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県達 第 号千葉県住宅除却費補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉県耐震改修補助金交付要綱第 4 3 条第 1 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

補助事業の目的及び内容

千葉県耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 5 号に定める除却に係る工事



千葉市住宅除却費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

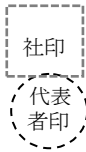
〒 ー
住 所

会 社 名

代表者氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @



年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市住宅除却費補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐震改修補助金交付要綱第 4 3 条の 2 第 3 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 5 号に定める除却に係る工事

様

千葉市住宅除却費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した住宅除却費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第46条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震改修費補助事業要綱第2条第15号に定める除却に係る工事

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

, 000円

4 取消しの理由

--

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市住宅除却費補助金返還命令書

千葉市住宅除却費補助事業に係る補助金について、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第 4 7 条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震改修費補助事業要綱第 2 条第 1 5 号に定める除却に係る工事
- 2 補助対象住宅の所在地
区

3 返還を命ずる金額

補助金の交付決定額	, 0 0 0 円	(年 月 日通知)
補助金の既交付額	, 0 0 0 円	(年 月 日交付)
返還を命ずる金額	, 0 0 0 円	

4 返還期限

年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏)

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この命令についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この命令の取消しを求める訴訟は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。